

日本史

第1問

次の(1)～(5)の文章を読んで、下記の設間に答えなさい。解答は、解答用紙(イ)の欄に、記入しなさい。

- (1) 842年嵯峨上皇が没すると、仁明天皇を廢して淳和天皇の子である皇太子恒貞親王を奉じようとする謀反が発覚し、恒貞親王は廢され、仁明天皇の長男道康親王(文徳天皇)が皇太子に立てられた。以後皇位は、直系で継承されていく。
- (2) 嵯峨・淳和天皇は学者など有能な文人官僚を公卿に取り立てていくが、承和の変の背景には、淳和天皇と恒貞親王に仕える官人の排斥があった。これ以後、文人官僚はその勢力を失っていき、太政官の中核は嵯峨源氏と藤原北家で占められるようになった。
- (3) 文徳天皇は、仁寿年間以降(851～)，内裏の中心である紫宸殿に出御して政治をみることがなかったという。官僚機構の整備によって天皇がその場に臨まなくとも支障のない体制になったためだと考えられる。藤原氏の勧学院，在原氏や源氏の奨学院など、有力氏族は子弟のための教育施設を設けた。
- (4) 858年清和天皇はわずか9歳で即位した。このとき外祖父で太政大臣の藤原良房が実質的に摂政となつたと考えられる。876年に陽成天皇に譲位する時に、清和天皇は藤原基経を摂政に任じ、良房が自分を補佐したように陽成天皇に仕えよと述べている。
- (5) 清和天皇の貞觀年間(859～876)には、『貞觀格』『貞觀式』が撰定されたほか、唐の儀礼書を手本に『儀式』が編纂されてさまざまな儀礼を規定するなど、法典編纂が進められた。

設問

9世紀後半になると、奈良時代以来くり返された皇位継承をめぐるクーデターや争いはみられなくなり、安定した体制になった。その背景にはどのような変化があったか。5行以内で述べなさい。

第 2 問

13世紀の荘園に関する次の(1)~(4)の文章を読んで、下記の設問A・Bに答えなさい。解答は、解答用紙(口)の欄に、設問ごとに改行し、設問の記号を付して記入しなさい。

- (1) 安芸国沼田莊の地頭小早川氏は、鎌倉時代半ば以降、莊内の低湿地を干拓し、田地にしていった。このように各地の地頭は積極的に荒野の開発を進め、田地を拡大していた。
- (2) 若狭國太良莊の莊園領主は現地に使者を派遣し、検注とよばれる土地の調査を行った。検注では莊内の田地の面積などが調べられ、莊園領主に納める年貢の額が決定された。
- (3) 検注は、莊園領主がかわった時などに実施されるのが慣例であった。下總国匝瑳南条西方でも新たな領主による検注が予定されていたが、それ以前に開発された田地の検注を地頭が拒否して、鎌倉幕府の法廷で裁判となった。
- (4) 越後国奥山莊の莊園領主は検注の実施を主張して、検注を拒否する地頭を鎌倉幕府に訴えたが、奥山莊は地頭請所であったため、検注の停止が命じられた。

設 問

A 莊園領主が検注を実施しようとした理由を、2行以内で説明しなさい。

B 地頭請は地頭の莊園支配にどのような役割をはたしたか。検注や開発との関係にふれながら、3行以内で説明しなさい。

第 3 問

次の(1)～(4)の文章を読んで、下記の設問A・Bに答えなさい。解答は、解答用紙(HA)の欄に、設問ごとに改行し、設問の記号を付して記入しなさい。

- (1) 1707 年に富士山が大噴火して広範囲に砂(火山灰)が降り、砂はさらに川に流れ込んで大きな被害をもたらした。幕府は、すなよけかわざらい砂除川浚奉行を任命するとともに、「近年出費がかさんでおり、砂が積もった村々の御救も必要」として、全国の村々から「諸国高役金」を徴収した。
- (2) 豊かな足柄平野を潤す酒匂川さかわでは、上流から砂が流れ込んで堆積し、氾濫の危険性が高まっていた。幕府は他地域の大名にも費用を分担させ、最も危険な箇所を補強する工事を緊急に行ったが、砂の除去が不十分で堤が切れ、下流域で洪水が繰り返された。
- (3) 砂が最も深く積もったのは、酒匂川上流の冷涼な富士山麓の村々であった。砂除には莫大な費用が見込まれたが、幕府からの手当はわずかであり、一部の田畠を潰して砂を捨てていた。後には砂を流す水路の開削費用が支給されるようになったものの、捨てた砂は酒匂川に流れ込み、下流部に堆積してしまった。
- (4) 幕府に上納された約 49 万両の「諸国高役金」のうち、被災地の救済に使われたことがはっきりしているのは 6 万両余にすぎなかった。その 6 万両の大半は酒匂川の工事にあてられた。

設問

- A 幕府が(1)(4)のような対応をとる背景となった17世紀後半以降の幕府財政上の問題について、2行以内で述べなさい。
- B 被災地の救済にあたって幕府はどのような方針をとり、それにはどのような問題があったか。(2)(3)のように対応が異なる理由に注意して、3行以内で述べなさい。

第 4 問

1869 年に、公卿・諸侯の称を廃し、華族と称す、として誕生した華族は、1947 年に廃止されるまで、士族や平民とは区別された存在であった。それに関する次の(1)～(4)の文章を読んで、下記の設問 A・B に答えなさい。解答は、解答用紙(二)の欄に、設問ごとに改行し、設問の記号を付して記入しなさい。

(1) 公爵に叙せらるべき者

- 一、親王諸王より臣位に列せらるる者
- 一、旧摂家
- 一、徳川宗家
- 一、国家に偉勲ある者

(「華族叙爵内規」1884 年より抜粋)

(2) 第 34 条 貴族院は貴族院令の定むる所に依り皇族華族及勅任せられたる議員を以て組織す

(「大日本帝国憲法」1889 年)

(3) 第 36 条 何人も同時に両議院の議員たることを得ず

(「大日本帝国憲法」1889 年)

(4) 第 12 条 華族の戸主は選挙権及被選挙権を有せず

(「改正衆議院議員選挙法」1900 年)

設問

A 1884年に制定された華族令は、公・侯・伯・子・男の5つの爵位を設けただけでなく、華族の構成に大きな変化をもたらした。その変化はどのようなものであり、またそれはどのような意図でなされたのか。3行以内で述べなさい。

B 1924年に発足した清浦奎吾内閣は、衆議院を解散したため、衆議院議員総選挙が行われた。これに対し、立憲政友会の総裁で、子爵であった高橋是清は、隠居をして、貴族院議員を辞職した上で、衆議院議員総選挙に立候補した。高橋がこうした行動をとったのはどうしてか。この時期の国内政治の状況にふれながら、3行以内で述べなさい。